



EY Taiwan JBS NEWSLETTER

August 2025



The better the question. The better the answer.
The better the world works.



EY Taiwan

JBS NEWSLETTER

- August 2025 -

移転価格における一括調整の実務と留意点

■ はじめに

多国籍企業においては、グループ全体の移転価格リスクを踏まえた価格決定モデルを構築し、グループ内の利益配分が移転価格ポリシーに適合するよう管理することがあります。また、年度中または年度末において、グループ間で移転価格の一括調整の対応を実施し、二重課税のリスクを低減させる実務も見受けられます。

この点、台湾財政部は、多国籍企業が独立企業間原則の下で合理的な税負担を確保すべく、2019年11月15日、台財税第10804629000号の解釈令を公表しました。これによって、2020年度より、一定の要件を満たし、かつ関連する税金を納付した場合には、営利事業者の関連者間取引に係る移転価格の一括調整を行うことが認められることとなりました。

以降、移転価格の一括調整の申請制度導入より5年が経過しましたが、これまで多くの議論が行われてきました。そして、財政部関務署は2022年4月22日に台関稽字第1111004753号の解釈令を公表し、関務署における課税価格の確定作業手続、運用及び審査方法は既に確立しつつあります。このため、多国籍企業は、グループの事業状況及び利益配分の妥当性を定期的に見直し、グローバル展開にともなう税務リスクを適切に管理する必要があります。

今月のJBS NEWSLETTERでは、移転価格における一括調整にてよく見られる実務を基に制度及び留意事項についてお伝えします。内容にご不明な点がございましたら、弊所の税務チームまでお気軽にご連絡ください。

■ 今回お伝えしたいポイント

- 移転価格の一括調整に係る要件、スケジュール
- これに関連する営利事業所得税申告、移転価格に関する留意事項

本ニュースレターの内容は、一般的な情報を参考までに提供するものです。具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点などがございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。

移転価格における一括調整の実務と留意点

2019年11月15日に公表された台財税第10804629000号令に基づき、営利事業者の関連者間取引について、以下の要件を満たし、かつ対応を行うことで、会計年度末前に移転価格の一括調整を実施することができます。



関連法令規定-申請要件

営利事業者の関連者間取引に対して、会計年度末前に移転価格の一括調整を実施する場合、以下の要件を満たす必要があります。

- 当該関連者間取引の関与者が、事前に取引条件及び全ての価格決定に影響する全ての要因について合意に達しており、かつ当該協議に基づく調整金額に関する債権・債務を会計帳簿に計上していること。
- 当該関連者間取引の関与者が、同時に對応する調整を実施すること。



関連法令規定-関連税金及びその申告時期

1



有形資産の移転に関する関連者間取引

- 関税: 貨物の輸入通関時、輸入申告書において「会計年度の移転価格一括調整の処理を実施」する旨を明記し、暫定価格に基づいて、税関へ保証金の納付による先行通関審査の申請をする。また、会計年度終了後1ヶ月以内に、申請書及び関連資料(注)を税関に提出し、関税法における課税価格規定による審査を申請する。
- 営業税及び貨物税: 関税申告と併せて税関の審査後に課税される。

2



有形資産の移転以外の関連者間取引

- 営業税: 会計年度最終1期の売上額、未払税額あるいは過払税額とともに、所在地の国税局に営業税を申告する。
- 貨物税: 会計年度最終月の出荷貨物の税金とともに、所在地の国税局に貨物税を申告する。
- 所得税: 所得税法の関連規定により源泉税の追徴・還付を行う。

(注)申請書に記載すべき事項及び関連資料は以下の通り:

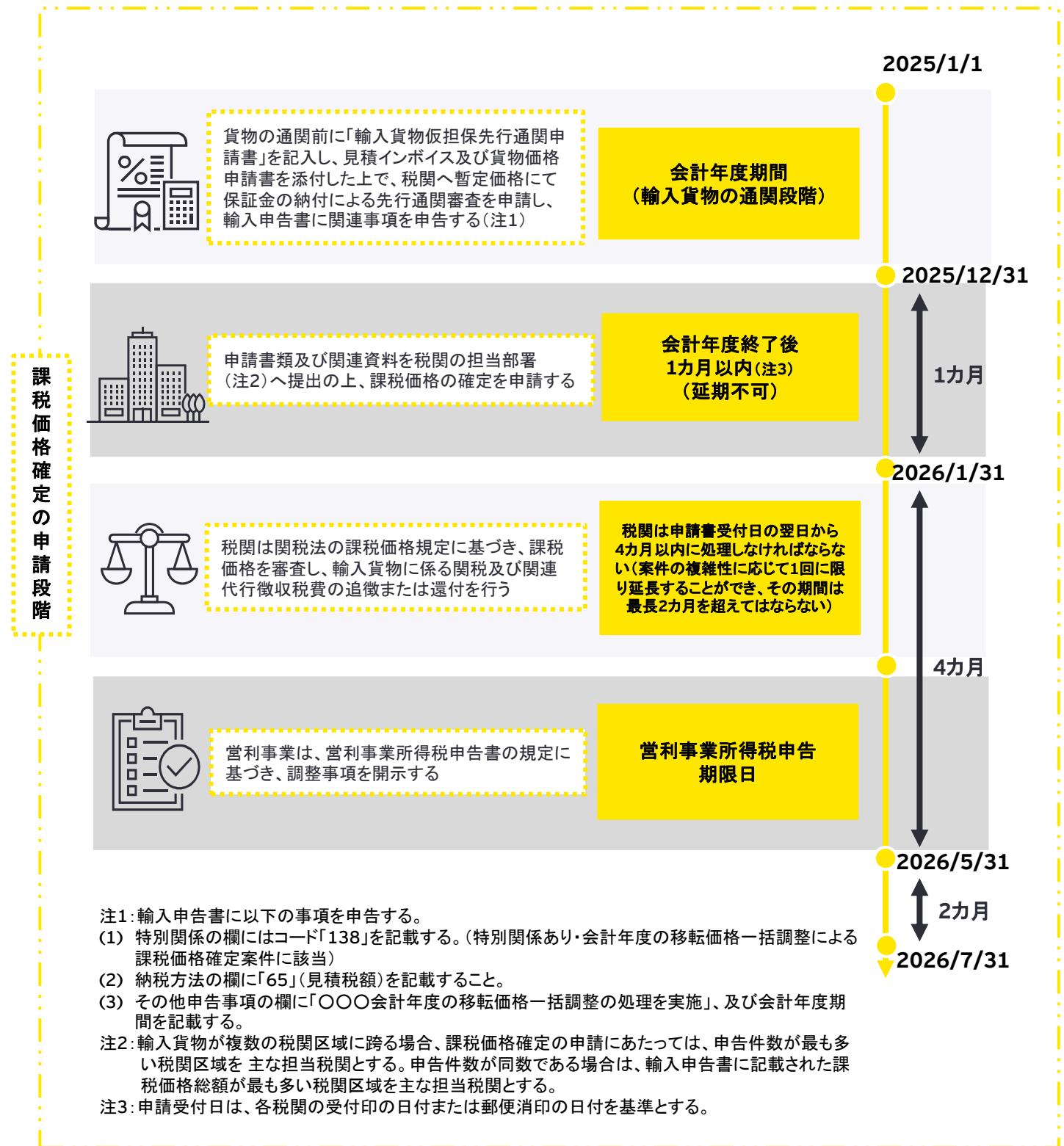
- ▶ 申請して確定した課税価格の輸入申告書の番号、項目、暫定価格及び正式なインボイス価格
- ▶ 取引価格決定の理由、あるいは価格計算方法
- ▶ 取引契約書、正式なインボイス、支払証明、及びその他の関連書類の添付

移転価格における一括調整の実務と留意点



申請・審査スケジュール(有形資産の移転にて暦年制会計年度の場合)

2019年11月15日に財政部が公表した台財税第10804629000号令及び2022年4月22日に財政部関務署が公表した台関稽字第1111004753号令に基づく、申請及び審査スケジュールの例は以下の通りです。



移転価格における一括調整の実務と留意点



営利事業所得税申告に係る留意事項

営利事業所得税申告書に開示すべき事項

財政部は2020年度より、営利事業所得税申告書において、移転価格一括調整を行った場合に開示すべき欄及び表を追加しました。その中で、営利事業者は2019年11月15日に公表された台財税第10804629000号令の要件を満たしているかどうか、及び規定に従い関連税金(費用)を納付しているかどうかを申告する必要があります。また、開示すべき内容は以下の通りです：

■ 営利事業所得税申告書8ページ

表四、關係人負債、關係人及關係人交易揭露標準與一次性移轉訂價調整之揭露暨受控外國企業之檢核

本營利事業無直接或間接對關係人之負債，免填下列一、關係人負債揭露標準及第B1頁。(請於□中打勾)

一、關係人負債揭露標準（請詳第B1頁背面填表說明）：

1.□是 否：本營利事業屬銀行、信用合作社、金融控股公司、票券金融公司、保險公司及證券商。【本題勾選「是」者，免填下列第2題及第B1頁】

2.□否 否：本營利事業當年度結算申報是否符合下列情形之一：【本題勾選「是」者，請勾選屬於下列何種情形，可複選，並免填第B1頁；勾選「否」者，請填第B1頁】

2-1□當年度申報之營業收入淨額及非營業收入合計金額在3千萬元以下。

2-2□當年度申報之利息支出及當年度關係人之利息支出金額均在4百萬元以下。本年度申報利息支出合計數_____元。

2-3□當年度申報未減除利息支出前之課稅所得為負數，且其虧損無所得稅法第39條第1項但書規定適用。

本營利事業無關係人及關係人交易，免填下列二、關係人及關係人交易揭露標準及三、進行一次性移轉訂價調整之揭露。(請於□中打勾)

二、關係人及關係人交易揭露標準（請詳第B2頁背面：壹、第一點）：

是 否：本營利事業當年度結算申報之全年營業收入淨額及非營業收入合計數（以下簡稱收入總額）在3千萬元以上且符合下列情形之一：【本題勾選「是」者，請勾選屬於下列何種情形，可複選，並請填第B2頁第一部分第1題】

1.□在中華民國境外有關係人（包括總機構及分支機構）。

2.□依租稅減免法規享有租稅優惠〔係指當年度營利事業所得稅結算申報書（租稅減免部分）所列之法規〕，且依法申報實際抵減當年度營利事業所得稅結算申報應納稅額及前1年度未分配盈餘申報應加徵稅額之金額合計超過50萬元者。

3.□依法實際申報扣除非前10年虧損之金額超過2百萬元者。

4.□1~3.以外之營利事業，全年收入總額在3億元以上。

三、進行一次性移轉訂價調整之揭露

是 否：本營利事業於本會計年度結算前進行一次性移轉訂價調整。【本題勾選「是」者，請填第B2頁第一部分第10題】

四、受控外國企業之檢核（請詳第B2頁背面：參）：

是 否：本營利事業及關係人直接或間接持有在中華民國境外低稅負國家或地區關係企業之股份或資本額合計達50%或對該低稅負區關係企業具有控制能力。【本題勾選「是」者，請續填第B2頁第一部分第2題】

■ 営利事業所得税申告書B6ページ

10.本營利事業113年度進行一次性移轉訂價調整總額合計_____元【如第8頁表四、第3題勾選「否」者，免填本題。】

是 否：本營利事業本年度符合財政部108年11月15日台財稅字第10804629000號令規定（詳本頁背面：肆）

10-1□是 否：所涉受控交易之參與人，事先就其交易條件及所有影響訂價之因素達成協議，且該依協議調整之應收應付價款已計入財務會計帳載數。

10-2□是 否：所涉受控交易之其他參與人，同時進行相對應調整。

10-3□是 否：已依規定繳納相關稅捐（費）。

【本明細表如不數填用，請自行依式添加表格。】

單位：新臺幣元

序號	受控交易參與人中文名稱 受控交易參與人英文名稱	交易類型	調整前 交易價格	調整後 交易價格	調整總額	調整之 會計項目	交易價格變動理由
1							
2							

営利事業所得税申告書に添付すべき書類

営利事業が関連者間取引を行い、会計年度末前に移転価格の一括調整を実施する場合は、以下の書類を添付する必要があります。

- 取引契約
- 関連者間取引の関与者が同時に対応する調整を実施していることを証明する書類
- 関連税金の調整証憑(有形資産の移転の関連者間取引には関税と税關による徵收代行税金(営業税及び貨物税)を含み、有形資産の移転以外の関連者間取引には営業税、貨物税及び所得税(源泉税)を含む)

移転価格における一括調整の実務と留意点



その他の留意事項

■ 税関への課税価格確定の申請について

1. 紛争の回避及び作業コストの増加を防ぐため、営利事業者は申請時期に留意し、関連者間取引の開始前に、関係会社との取引に関する移転価格文書及び移転価格ポリシーの合理性に関する説明資料を予め準備しておくことが望ましいです。また、移転価格の一括調整を申請する場合、当該年度において課税価格の調整を予定している貨物全体を総合的に検討し、同一貨物については課税価格の調整幅を一致させる必要があります(注1)。また、会計年度内において移転価格の一括調整の総額、取引価格の決定理由または価格算定方法を確定する必要があります。
2. 行政手続の簡素化及び利便性向上のため、営利事業者が会計年度における移転価格の一括調整による課税価格の確定を申請する場合、まず、所定の期限内に税関に確定申請書を提出し、その後に関連資料を追加提出することが可能です(注2)。
3. 営利事業者は、貨物の輸入時、規定に従い、輸入申告書において「会計年度の移転価格一括調整の処理を実施」する旨を明記し、税関へ保証金の納付による先行通関審査の申請を行った場合でも、会計年度終了後1ヶ月以内に、申請書及び関連資料を税関に提出し、関税法における課税価格規定による審査を申請しなければ、税関は直ちに課税価格を確定し、保証金を返還します(ただし、利息は付されません)。

■ 営利事業所得税申告について

1. 営利事業者が関連者間取引を行い、会計年度末前に移転価格の一括調整を実施した場合でも、関連規定の要件を満たし、かつ関連する税金を納付していかなければ、当該調整は認められません(注3)
2. 営利事業者が移転価格の一括調整を実施した場合、規定に従い、その調整後の取引価格に基づいて関税などの税金を納付等する必要があります。規定に従い納付等しなかった場合、調整年度の営利事業所得税申告において移転価格の一括調整を主張することはできません。
3. 営利事業者が移転価格の一括調整の申請を行った場合であっても、それによって当該年度の営利事業所得税確定申告に対する徴税機関の移転価格調査が免除されるわけではありません。もし、調査の結果、取引が独立企業間の原則に適合しないと認定された場合、徴税機関は規定に従い通常の取引基準に基づいて課税額を調整・確定することができます。当該調整は所得額に関する調整であり、移転価格の一括調整の範疇には該当しません。そのため、移転価格の一括調整の申請に基づき納付された関連税金については、税関または徴税機関に対して更正または還付の申請を行うことはできません。

移転価格の一括調整の申請について、その運用及び審査手続は既に確立されつつあり、多国籍企業においては、グループの事業状況及び利益配分の妥当性を定期的に見直し、グローバル展開にともなう税務リスクを適切に管理する必要があります。

注1:財政部関務署2024年11月1日プレスリリースより

注2:財政部関務署2024年12月27日プレスリリースより

注3:2024年度営利事業所得税監査における不備事項一覧より

JBS NEWSLETTER バックナンバーのご案内

JBS NEWSLETTERについて

EY台湾では、JBS NEWSLETTERとして、台湾における日系企業向けに、その時々の会計、税務、法令に係るトピックに応じた内容を、日文と中文にてお届けしています。



バックナンバー

発行月	タイトル
2025年7月	貸倒損失／貸倒引当金における税務上の留意点
2025年6月	台湾における営利事業の株式売却時の基本税額申告及び計算に関する留意事項
2025年5月	外国籍従業員が台湾で個人所得税を申告する際の留意事項
2025年4月	台湾における個人所得税申告の基本事項及び重要な改正点～2024年度の申告に向けて～
2025年3月	台湾におけるCFC税制
2025年2月	個人に対するミニマムタックス税制～台湾における海外所得の申告・納税と留意事項～
2025年1月	企業に対するミニマムタックス税制～台湾における現行実務と最新動向について～
2024年12月	台湾における不動産税制～新旧税制比較と事例を踏まえて～
2024年11月	研修目的の台湾滞在に関連するよくある誤解と留意事項
2024年10月	営利事業者の解散、廃業、合併、譲渡時の決算・清算申告の要点
2024年9月	旅費、広告宣伝費及び交際費の定義と計上基準～事例を踏まえて～
2024年8月	期限内申告の重要性～申告の基本と過去の判例を踏まえて～
2024年7月	台湾における資本剰余金について～その応用と税務分析～

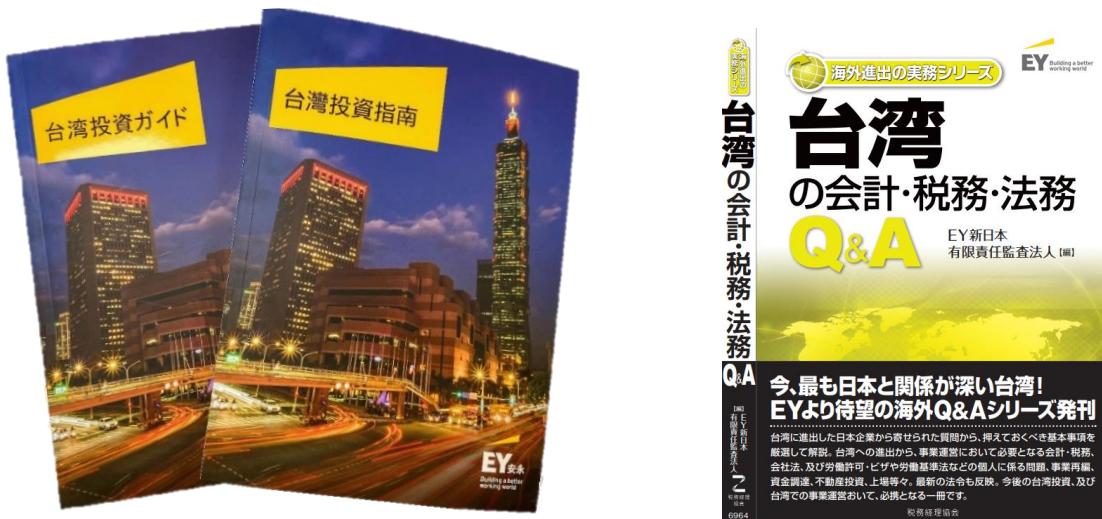
バックナンバーの購読のご要望は、ご遠慮なく、当NEWSLETTER最終ページの連絡先、またはEY担当者までご連絡ください。

その他刊行物・セミナー

台湾に関する書籍について



これから台湾に進出する場合や既に台湾に進出している場合に備えて、EY台湾より「**台湾投資ガイド(日本語・中文)**」、及びEY新日本有限責任監査法人より『**台湾の会計・税務・法務Q&A**』(税務経理協会、2024年)といった書籍を発刊しています。



EY Taiwan JBS セミナー



EY台湾JBSでは、年2回、日系企業向けにセミナーを開催しています。夏のセミナーでは、主に台湾の新任赴任者向けの基本制度を、冬のセミナーでは決算直前に押さえておきたいポイントを解説しています。また、共に最新の法令アップデートもご紹介しています。さらに、トピックや特定論点にフォーカスした個別セミナーも開催しています。

時期	場所	セミナー内容
2025年7月24日 2025年7月22日	台北(WEB同時配信) 高雄	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート
2025年6月5日	台北(WEB同時配信)	税務2大TOPICセミナー(関税、租税優遇)
2024年12月12日 2024年12月10日	台北(WEB同時配信) 高雄	決算直前事例セミナー／台湾法令アップデート
2024年8月22日 2024年8月20日	台北(WEB同時配信) 高雄	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート

弊所連絡先

関連する情報をご希望の方はお付き合いをさせていただいておりますEY担当にご連絡をいただけますか、または以下のいずれかの関連サービス専門担当までご連絡ください。

安永聯合會計師事務所

公司稅務諮詢服務

林志翔 稅務服務部營運長
02 2728 8876
Michael.Lin@tw.ey.com

林宜賢 執業會計師
02 2728 8870
Yishian.Lin@tw.ey.com

周黎芳 執業會計師
02 2728 8872
Sophie.Chou@tw.ey.com

蔡雅萍 執業會計師
02 2728 8873
Anna.Tsai@tw.ey.com

葉柏良 執業會計師
02 2728 8822
Richard.Yeh@tw.ey.com

孫孝文 執業會計師
04 3608 8681
Jimmy.hw.sun@tw.ey.com

吳文賓 執業會計師
07 9688 8990
Ben.Wu@tw.ey.com

JBS

橋本 純也 副總經理
02 2757 8888 88867
Junya.Hashimoto@tw.ey.com

川口 容平 協理
02 2757 8888 21191
Yohei.Kawaguchi2@tw.ey.com

水野 智英 經理
02 2757 8888 20897
Tomohide.Mizuno1@tw.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、クライアント、EYのメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、および先進テクノロジーの活用により、EYのチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EYのチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、稅務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence.

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY台湾は中華民国の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財團法人台北市安永文教基金會を含んでいます。詳しくは、ey.com/zh_twをご覧ください。

© 2025 Ernst & Young.
All Rights Reserved.

APAC NO.14008835
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、稅務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/zh_tw

EY LINE@
最新情報を入手できます。QR codeをご利用ください。

